

瀬戸市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成28年12月26日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第42号

瀬戸市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、瀬戸市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 法第8条第2項の規定により条例で定める委員の定数は、12名とする。

(推進委員の定数)

第3条 法第18条第2項の規定により条例で定める推進委員の定数は、8名とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(瀬戸市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

2 瀬戸市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和40年瀬戸市条例第10号）は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中

「

| | | | |
|-----------|----|----|---------|
| (4) 農業委員会 | 会長 | 月額 | 20,900円 |
| | 委員 | 月額 | 19,900円 |

」

を

「

| | | | |
|-----------|------------------------|----|------------------------|
| (4) 農業委員会 | 会長 | 月額 | 20,900円 |
| | | 年額 | 能率給 予算の範囲内で 市長が定める額 |
| | 委員、農地利 用最適化推進 委員 | 月額 | 19,900円 |
| | | 年額 | 能率給 予算の範囲内で 市長が定める額 |

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 農業委員会の会長、委員及び農地利用最適化推進委員の能率給の支給する日は、第2条第2項の規定にかかわらず、市長が定める日に支給する。

（経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員は、農業協同組合等の一部を改正する法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとし、その在任中に

においては、瀬戸市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の規定は適用せず、廃止する瀬戸市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の規定は、なおその効力を有する。